

第九管区海上保安本部公示第 26 号

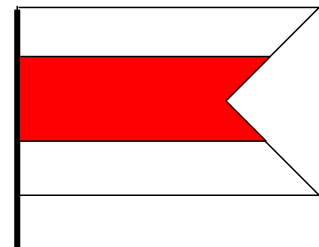
水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 29 日

第九管区海上保安本部長

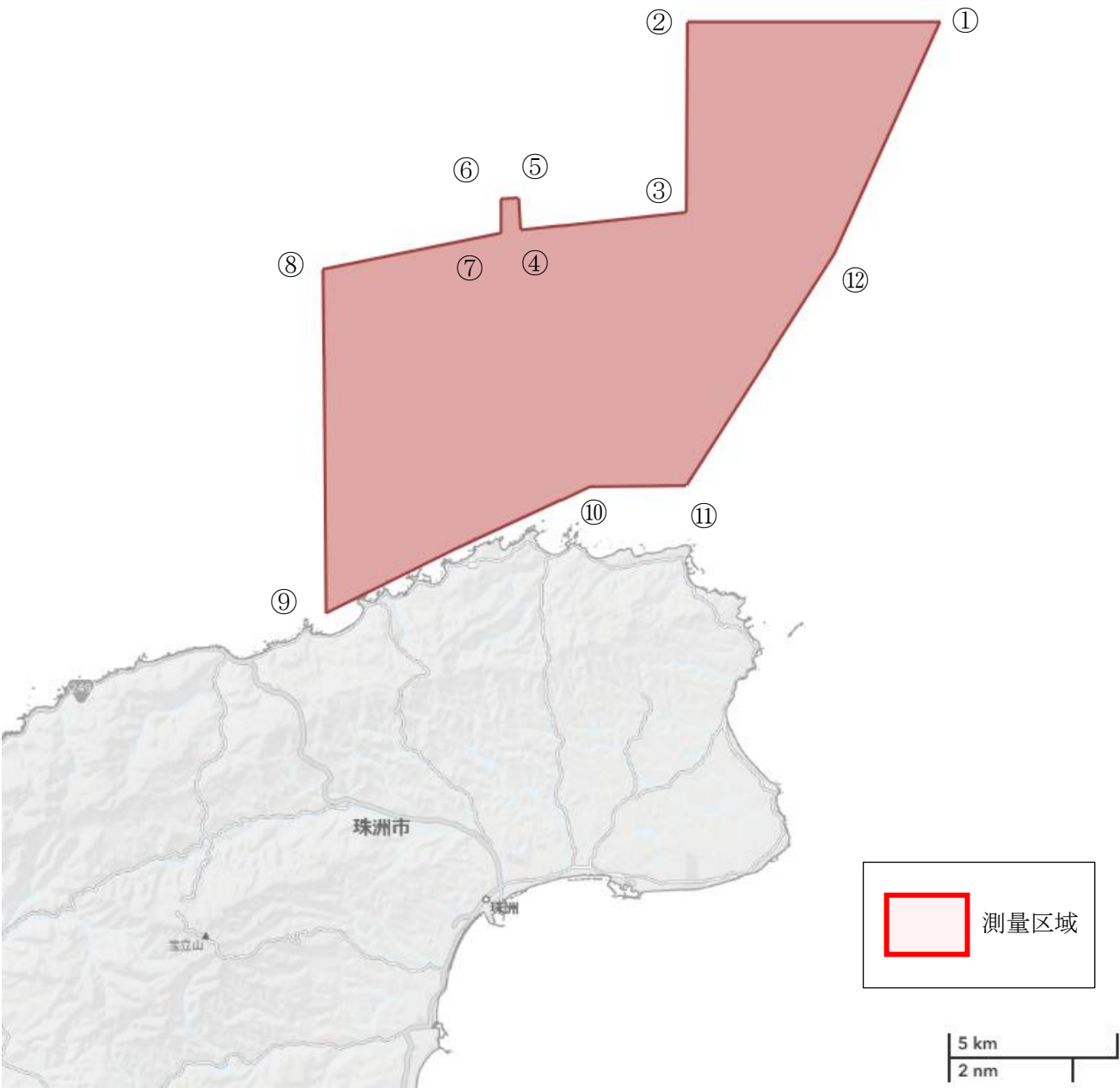
古川 大輔 （公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名称 第九管区海上保安本部
住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1－2－1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
調査区域 珠洲沖周辺（付図参照）
調査期間 令和 8 年 7 月 26 日から 8 月 16 日までのうち 9 日間
- 3 水路測量の実施方法
海上保安庁測量船「海洋」を使用して、GNSS により測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、水路測量業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める「白紅白」の標識を掲げる。



付図

測量区域図



背景図：海上保安庁、(C) Esri Japan

No	緯度	経度
①	3 7° 4 0′ 0 1″	1 3 7° 2 4′ 3 9″
②	3 7° 4 0′ 0 1″	1 3 7° 1 9′ 3 7″
③	3 7° 3 7′ 0 1″	1 3 7° 1 9′ 3 6″
④	3 7° 3 6′ 4 4″	1 3 7° 1 6′ 1 7″
⑤	3 7° 3 7′ 1 4″	1 3 7° 1 6′ 1 6″
⑥	3 7° 3 7′ 1 3″	1 3 7° 1 5′ 5 5″
⑦	3 7° 3 6′ 4 1″	1 3 7° 1 5′ 5 5″
⑧	3 7° 3 6′ 0 6″	1 3 7° 1 2′ 2 1″
⑨	3 7° 3 0′ 4 1″	1 3 7° 1 2′ 2 6″
⑩	3 7° 3 2′ 4 1″	1 3 7° 1 7′ 4 0″
⑪	3 7° 3 2′ 4 2″	1 3 7° 1 9′ 3 5″
⑫	3 7° 3 6′ 2 2″	1 3 7° 2 2′ 3 2″

陸部を除く